

名古屋大学 留学積立金制度利用手引書

2025/4/1 現在



名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY

目次

1.	目的	2
2.	対象	2
3.	制度加入申込みの手続き	2
4.	積立方法	3
5.	積立金額の確認方法	3
6.	連帯保証人の注意事項	3
7.	制度の利用	3
●	留学への利用	3
●	貸付金制度の利用	4
8.	貸付金の返済	5
9.	積立金の返金	5
10.	休学・退学時の手続き	5
●	休学をする場合	5
●	退学をする場合	6
11.	脱退	6
12.	その他	6
13.	問い合わせ先	6
<別紙①>	学年ごとの積立て予定金額	7
<別紙②>	加入チェックリスト	8
<別紙③>	制度利用チェックリスト	9
<別紙④>	脱退チェックリスト	10

名古屋大学留学積立金制度利用手引

名古屋大学留学積立金制度とは、積立金制度及び貸付金制度から構成され、留学費用を計画的に準備できるとともに、準備状況により海外留学プログラム参加費用が不足する場合、大学指定の範囲内の金額を無利子で借り受けられる制度です。

1. 目的

名古屋大学に所属する正規学生を対象として、次に掲げる事業を行い、本学における海外派遣に伴う学生の経済的負担を軽減し、海外留学の促進を図ることを目的とします。

① 積立金制度

本学の正規学生が、海外留学プログラムへ参加するための留学費用に充てることを目的として、毎月一定金額を積み立てること。

② 貸付金制度

積立てを行っている正規学生が海外留学プログラムへ参加するにあたり留学費用が不足する場合、本学が一定の金額を無利子で貸し付けること。

貸付を受けることができる金額は、積立予定総額と利用確認書の提出時点での積立金総額の差額を上限とします。

2. 対象

留学積立金制度の対象者は、本学の正規学生のうち、加入を希望する学生です。

3. 制度加入申込みの手続き

加入希望の学生はTACT(<https://tact.ac.thers.ac.jp/portal>) にログイン(学内/学外からアクセス可能)し、加入申込みをしてください。

① TACTにログインし、「メンバーシップ」内「参加可能な講義サイト」から、

講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の「参加」ボタンをクリックする。

② 「参加中の講義サイト」内の上記講義サイト名をクリックする。

③ 「小テスト」を選択し、「テストを受験」にある「**加入手続き**」を選択し、テストを開始する。

④ 最後のパートにある留学積立金制度申込書・同意書・誓約書(別記様式第1号)をダウンロードする。

⑤ 回答後に「**採点のために提出**」をクリックする。

※提出が完了している場合は、「小テスト」内「提出済テスト」に反映されます。

⑥ ダウンロードした留学積立金制度申込書(別記様式第1号)に必要事項を入力/記入・押印し、下記申込期間内に学生交流課へ提出し、預金口座振替依頼書を受領。

⑦ 記入・押印した預金口座振替依頼書を学生交流課へ提出し、加入手続きが完了。

提出書類：留学積立金制度申込書(別記様式第1号)

預金口座振替依頼書(学生交流課で配布します。)

提出先：学生交流課(東山キャンパス 国際開発棟 1 階 113)

受付時間/平日 8:30-17:00

申込期間：2025/5/7(水)～ 5/13(火)
2025/7/7(月)～ 7/11(金)
2025/11/10(月)～11/14(金)
2026/2/9(月)～ 2/13(金)

4. 積立方法

預金口座振替依頼書にて届け出た銀行口座(以下「振替口座」という。)から本学が指定する銀行口座へ毎月振り替えます。

積立金額：毎月1万円

振替日：毎月12日

積立期間：申込期間の翌々月から最終学年年度の3月まで
(10月入学者は最終学年年度の9月まで)

積立予定総額：申込期間の翌々月から最終学年年度の3月(10月入学者は9月)までの
月数×1万円。例は別紙をご覧ください。

※残高不足等により振替口座から振替ができない場合、当該月分の積立では行いません。

※海外留学プログラムに参加するまでは「積立金制度」による留学費用の積立、海外留学プログラムに参加するため留学費用の貸付けを受けた後は「貸付金制度」による留学費用貸付金の返済となりますが、毎月口座から引き落とされる金額は同額です。
(貸付けを受ける金額に応じた返済初回の引き落とし分を除く。「6. 制度の利用」参照)

5. 積立金額の確認方法

以下の連絡先へ個別にお問い合わせください。

問合せ先：学生交流課 Email: exchange@t.mail.nagoya-u.ac.jp

6. 連帯保証人の注意事項

- 連帯保証人は、成人であり、独立の生計を営み、確実に連帯保証人として責務を果たすことができる人に限る。
- 貸付金制度における連帯保証人は、学生が本学に対して負う利用確認書記載の貸付金債務について、学生と連帯して保証するものとする。
- 連絡先に関しては、大学から連絡をする必要がある場合に使用するため、確実に連絡がつく電話番号を入力/記入してください。

7. 制度の利用

利用対象プログラム：名古屋大学の学生としての身分で参加する留学プログラム全般
(例：NU-OTI、各部署の留学プログラム、交換留学プログラムなど)

※教員等の指導のもとで行う研究についてはお問い合わせください。

※名古屋大学が関与しない留学プログラム(例：大学生協プログラム)

もしくは名古屋大学の学生の身分で参加しない留学プログラム(例：休学留学)は対象外。

- 留学への利用

積立金の引き出しを希望する学生は、あらかじめ学生交流課において利用/貸付金制度の利用確認を行った上で、TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト

ト「利用/貸付手続き」から必要事項を入力し、最後のパートにある「留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)」をダウンロードしてください。必要事項を入力/記入・押印し、期限までに提出してください。

提出書類: 留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)
留学内容が記載された資料(シラバスなど)
留学費用が記載された資料(留学費用などの請求書)
※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出先: 学生交流課(東山キャンパス 国際開発棟 1階113)
受付時間/平日 8:30-17:00

提出期限: 海外留学プログラム費用の支払い期限の40日前

※残額の受け取りについて以下のいずれかを選択してください。

- A) 残額は、留学費用と一緒に受け取り、本制度から脱退する。
→留学積立金制度脱退届(別記様式第2号)も一緒に提出してください。
- B) 残額の受け取りは保留し、積立を継続する。
→積立金を他の海外留学プログラムの留学費用として使用することができます。

● 貸付金制度の利用

貸付金制度の利用を希望する学生は、以下の手順に沿って申込をしてください。

- ① 学生交流課において利用/貸付金制度の利用確認をする。
- ② 学生交流課の窓口で「返済計画確認・同意書(別記様式第4号)」を受領する。
- ③ 連帯保証人と貸付金返済計画などの内容を確認する。
- ④ TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト「利用/貸付手続き」に必要事項を入力する。
- ⑤ 小テストの最後のパートにある「留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)」をダウンロードし、記入/入力・押印する。
- ⑥ 以下の提出書類を学生交流課へ提出する。

貸付金額: 加入時期により異なるため、学生交流課で確認してください。

提出書類: 留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)
返済計画確認・同意書(別記様式第4号)
留学内容が記載された資料(シラバスなど)
留学費用が記載された資料(留学費用などの請求書)
※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出先: 学生交流課(東山キャンパス 国際開発棟 1階113)
受付時間/平日 8:30-17:00

提出期限: 海外留学プログラム費用の支払い期限の40日前

<留学積立金制度(貸付金制度)における連帯保証人に関する注意事項>

貸付金制度における連帯保証人は、成人であり、独立生計を営み、確実に連帯保証人として責務を果たすことのできる者に限る。

連帯保証人は、当該学生が名古屋大学に負う、「留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)」に記載された貸付金金額の貸付金債務について、当該学生と連帯して保証する。

なお、当該学生が休学・退学や返済不能等の事柄において、「留学積立金制度利用

確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)」に記載された連帯保証人へ連絡する場合があります。

8. 貸付金の返済

貸付金制度を利用して留学費用の貸付けを希望する学生は、貸付金制度の利用手続き時に、返済スケジュールを受領、及び確認したうえで、貸付けを受けることになります。この制度を利用した場合、貸付けを受けた時点から貸付けの返済が終了するまでの積立ては行いません。

● 返済方法

貸付けの返済は原則、貸付けを受けた翌月から開始し、振替口座から本学が指定する銀行口座へ毎月振り替えます。

返済金額:原則毎月1万円

振替日:毎月12日

※備考※

- ◆ 貸付金に1万円未満の端数がある場合は、初回返済時に当該端数金額を加算します。
- ◆ 貸付けを受けることができる上限額を借り受けた場合は、返済が最終学年の2月(10月入学者は8月)までに終了するよう、初回返済額を2万円とします。
- ◆ 残高不足等により、振替口座から振替ができない場合は、当該月の返済額を翌月の返済額に加算します。
- ◆ 場合によっては、「留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)」に記載された連帯保証人へ連絡する場合があります。

9. 積立金の返金

留学積立金制度に加入する学生が卒業・修了する際、積立金に残額がある場合、本学はその全額を振替口座に返金します。ただし、卒業・修了後、期間を空けずに大学院へ進学し、引き続き本学に在籍する場合は、積立金を大学院での*留学費用に充てることができます。
*プログラムにより利用できない場合もあります。

10. 休学・退学時の手続き

● 休学をする場合

所属学部・研究科へ休学願を提出する前に、休学期間中の積立てについて、「継続」又は「中止」のいずれかを選択し、学生交流課に申し出てください。なお、無申告の場合は自動的に「継続」となり、貸付けの返済を行っている場合は休学理由にかかわらず、貸付時の返済スケジュールに基づき、「返済を継続」とします。

A) 継続の場合

継続の場合、特に手続きは必要ありません。指定の口座より毎月、積立金の引落しが継続されます。

B) 中止の場合

中止を選択した場合、本制度から脱退となります。TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト「脱退手続き」から必要事項を入力し、最後のパートにある「留学積立金制度脱退届(別記様式第2号)」をダウンロードしてください。必要事項を入力/記入・押印し、学生交流課に提出してください。残金のすべてを振替口座へ返金します。

- **退学をする場合**

本学から退学をする場合、本制度を継続することはできません。所属学部・研究科へ**退学願を提出する前**に、TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト「脱退手続き」から必要事項を入力し、学生交流課へ留学積立金制度脱退届（別記様式第2号）を提出してください。なお、本学の規定により退学処分等を受けた場合は、本制度から脱退とする。また、積立ては退学の日にかかわらず、留学積立金制度脱退届が提出された時点で中止とします。退学処分等を受けた学生は、速やかに脱退届を学生交流課へ提出してください。

A) 貸付なしの場合

TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト「脱退手続き」から必要事項を入力し、最後のパートにある「留学積立金制度脱退届（別記様式第2号）」をダウンロードしてください。必要事項を入力/記入・押印し、学生交流課に提出してください。残金のすべてを振替口座へ返金します。

B) 貸付ありの場合

今回の返済振替日までに、**貸付残金全額を振替口座へ入金**するとともに、TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト「脱退手続き」から必要事項を入力し、最後のパートにある「留学積立金制度脱退届（別記様式第2号）」をダウンロードしてください。必要事項を入力/記入・押印し、学生交流課に提出してください。

11. 脱退

制度加入者の希望により積立てを中止する場合は、本制度から脱退することになります。TACTの講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」の小テスト「脱退手続き」から必要事項を入力し、最後のパートにある「留学積立金制度脱退届（別記様式第2号）」をダウンロードしてください。必要事項を入力/記入・押印し、学生交流課に提出してください。積立金の全額を振替口座へ返金します。

提出書類：留学積立金制度脱退届（別記様式第2号）

提出先：学生交流課（東山キャンパス 国際開発棟 1階113）

受付時間/平日 8:30-17:00

12. その他

留学積立金制度への加入の有無又は積立金額は、本学の海外留学プログラムの参加資格や選考に影響しません。

13. 問い合わせ先

教育推進部 学生交流課（東山キャンパス 国際開発棟1階113）

受付時間/平日 8:30-17:00 TEL:052-789-5733 FAX:052-789-5100

Email: exchange@t.mail.nagoya-u.ac.jp

＜別紙①＞ 学年ごとの積立て予定金額

（2025年5月7日～13日の期間に申し込んだ場合の例）

	積立を開始する学年 (4月入学の場合)	積立を行う期間	積立予定総額
学部生	1年生	2025/7～2029/3 (45 月)	450,000 円
	2年生	2025/7～2028/3 (33 月)	330,000 円
	3年生	2025/7～2027/3 (21 月)	210,000 円
	5年生(医・医)	2025/7～2027/3 (21 月)	210,000 円
博士前期課程	1年生	2025/7～2027/3 (21 月)	210,000 円
博士後期課程	1年生	2025/7～2028/3 (33 月)	330,000 円
	2年生	2025/7～2027/3 (21 月)	210,000 円
医学博士課程	1年生	2025/7～2029/3 (45 月)	450,000円
	2年生	2025/7～2028/3 (33 月)	330,000 円
	3年生	2025/7～2027/3 (21 月)	210,000 円

※備考※

- 10月入学、飛び級、留年、医学部医学科のMD/PhDコース、ジョイントディグリープログラムなどの学生、学生交流課へご相談ください。なお、ご希望に沿えない場合もあります。

- 期間を空けずに進学し、引き続き本学に在籍する場合は、そのまま積立を続けることが可能です。積立金を大学院での*留学費用に充てることが可能です。

*プログラムにより利用できない場合があります。

例①

2026年3月に本学の学部を卒業して、同年4月から本学の博士前期課程へ入学する場合。

例②

2026年3月に本学の博士前期課程を修了して、同年4月から本学の博士後期課程へ進学する場合。

＜別紙②＞ 加入チェックリスト

項目	チェック欄
TACT の講義サイト「名古屋大学留学積立金制度」に参加	☐
小テスト「加入申込」の提出	☐
「留学積立金制度申込書・同意書・誓約書（別記様式第1号）」を入力/記入・押印	☐
預金口座振替依頼書を受領し、記入・押印	☐
必要書類を学生交流課へ提出	☐

提出書類：留学積立金制度申込書・同意書・誓約書（別記様式第1号）

預金口座振替依頼書（学生交流課で配布します。）

提出先：学生交流課（東山キャンパス 国際開発棟 1 階 113）

受付時間/平日 8:30-17:00

申込期間：2024/5/7（火）～ 5/10（金）
 2024/7/8（月）～ 7/12（金）
 2024/11/11（月）～ 11/15（金）
 2024/2/10（月）～ 2/14（金）

＜別紙③＞ 制度利用チェックリスト

項目	チェック欄
利用を希望するプログラムは本学の正規プログラムである	☐
学生交流課で利用/貸付金制度の利用確認を受ける	☐
(貸付のみ)学生交流課の窓口で「 <u>返済計画確認・同意書(別記様式第4号)</u> 」を受領	☐
(貸付のみ)連帯保証人と貸付金返済計画などの内容を確認	☐
TACT 内の小テストで「利用/貸付手続き」を提出	☐
「留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)」を入力/記入・押印	☐
必要書類を海外留学プログラム費用の <u>支払い期限の40日前までに</u> 学生交流課へ提出	☐

留学への利用の場合

提出書類: 留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)
 留学内容が記載された資料(シラバスなど)
 留学費用が記載された資料(留学費用などの請求書)
 ※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出先: 学生交流課(東山キャンパス 国際開発棟 1階113)
受付時間/平日 8:30-17:00

提出期限: 海外留学プログラム費用の支払い期限の40日前

貸付けの場合

提出書類: 留学積立金制度利用確認書・同意書・誓約書(別記様式第3号)
 返済計画確認・同意書(別記様式第4号)
 留学内容が記載された資料(シラバスなど)
 留学費用が記載された資料(留学費用などの請求書)
 ※必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

提出先: 学生交流課(東山キャンパス 国際開発棟 1階113)
受付時間/平日 8:30-17:00

提出期限: 海外留学プログラム費用の支払い期限の40日前

連帯保証人の注意事項

連帯保証人は、成人であり、独立の生計を営み、確実に連帯保証人として責務を果たすことができる人に限る。また、貸付金制度における連帯保証人は、学生が本学に対して負う利用確認書記載の貸付金債務について、学生と連帯して保証するものとする。なお、必要に応じて、連帯保証人へ連絡する場合があります。

＜別紙④＞ 脱退チェックリスト

項目	チェック欄
TACT 内の小テストで「脱退手続き」を提出	☐
「留学積立金制度脱退届(別記様式第 2 号)」を入力/記入・押印	☐
書類を学生交流課へ提出	☐

提出書類：留学積立金制度脱退届(別記様式第2号)

提出先：学生交流課(東山キャンパス 国際開発棟 1階113)
受付時間/平日 8:30-17:00